

専門学校 湖東カレッジ学則

第一章 総 則

(目的)

第1条 本校は、社会の変化に対応できる高度な職業人の育成を図るとともに、社会の発展に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本校の名称は、学校法人湖東学園 専門学校湖東カレッジという。

(所在地)

第3条 本校の所在地を熊本県熊本市東区湖東1丁目12番26号に置く。

第二章 課程および学科の組織、修業年限、定員、学年、学期並びに休業日

(課程及び学科)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および定員は次のとおりとする。

ただし、在学年限は修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

課 程 別	学 科	修業年限	定 員
工業専門課程	I T 経 済 学 科	2年	60名
	情 報 処 理 学 科	2年	募集停止
	情 報 処 理 専 攻 科	1年	募集停止
	C A D 応 用 学 科	2年	募集停止
	C A D C G 専 攻 科	2年	募集停止
	建 築 学 科	2年	募集停止
	建 築 士 専 攻 科	1年	募集停止
	建 築 専 攻 科	2年	募集停止
	情 報 シ ス テ ム 学 科	3年	募集停止
文化教養専門課程	幼 児 指 導 者 養 成 学 科	3年	募集停止
	日 本 語 科	1.5年	40名
2年		40名	

2 日本語科については、この学則に定めるもののほか日本語科規則の定めるところによる。

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は次のとおりとする。

前期 4月 1日から 9月30日まで

後期 10月 1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (4) 冬季休業日 12月20日から1月10日まで
 - (5) 春季休業日 3月16日から4月10日まで
 - (6) 他の休業日については別に定める
- 2 校長は必要に応じ、前項以外の日を臨時に休業日とすることができる。
 - 3 校長は前項に定める授業休業日を、授業日(補講日を含む)とすることができる。

第三章 教育課程、授業日時数および教職員組織

(授業時数)

第8条 教育課程および授業時数等は、専修学校設置基準で定める必要授業時間の年間800時間および専門士の称号の要件1700時間も満たすように、別表のとおりとする。

- 2 前項の授業時数を単位数に換算する場合は、次の基準により換算する。
 - ①講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。
 - ②実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。
 - ③卒業研究等にあつて、講義及び演習と実験実習などで構成される教科目については、その割合によって算出した単位数とする。
 - ④前項以外の「ゼミ」「特別講座」「各種セミナー」等の科目については、学習の成果を評価して適切と認められる場合には、上記換算を適用して単位を与えるものとする。

(単位の認定)

第9条 単位は、原則として授業科目担当教官が認定する。

- 2 単位認定は別途細則、「履修に関する規程」に定める。
- 3 他校(大学、短大、他専門学校等)の履修科目の単位認定
学生が本校に入学以前あるいは入学後、他校で履修した科目については、本校の「履修に関する規程」に従い、その単位を認定することができる。

(始業及び終業)

第10条 授業の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

始業	午前	9時
終業	午後	6時

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 3名以上
- (3) 事務職員 1名以上

2 本校に次の教職員を置くことができる。

ただし、准教授、助教の名称を用いる場合がある。

- (1) 副校長
- (2) 学科長
- (3) 主任
- (4) 講師
- (5) 助手
- (6) 主事
- (7) 校医

(審議会)

第12条 本校に審議会を置く。審議会は任命された教員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教授に関する事項
- (2) 学生の生活に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学、転科、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍に関する事項
- (5) 学生の試験及び卒業に関する事項
- (6) 単位認定に関する事項
- (7) 科目等履修生に関する事項
- (8) 学生の表彰及び処分に関する事項
- (9) その他特命事項

第四章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者のほか、本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で18歳に達したものとする。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎年学年始めとする。

(入学手続)

第15条 入学を志願する者は、入学願に検定料を添えて校長に提出する。

審査のうえ、入学を許可する。

第16条 入学を許可された者は、許可のあった日から10日以内に入学料を納入し、保証人を定めて保証書を提出しなければならない。保証人は、保護者または県内に世帯を有する成人者に限る。

(科目等履修生)

第17条 本校に、科目等履修生として本校設置科目の履修の願出があった場合には、審議会の議を経てこれを許可することができる。

2 履修科目については、本人の願出により、審議会の議を経て決定する。

3 科目等履修についての取扱細則については、別に定める。

(休学)

第18条 疫病その他やむを得ない理由によって1ヵ月以上就学できない場合は、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上、休学願を提出し、審議会の議を経て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該年度末までとする。ただし、引き続き休学を希望する者は、手続きを経て翌学年度まで休学することができる。

3 休学できる期間は、通算して在籍学科の修業年限を超えることができない。

4 前項の休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中に休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、復学願を提出し、審議会の議を経て復学することができる。ただし復学の時期は、学期または学年始めとする。

(転入学)

第20条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進度が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上、許可することができる。

(転科)

第21条 転科しようとする者は、「転科に関する規程」を準用する。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、保護者もしくは保証人連署の退学願に学生証を添えて提出し、審議会の議を経て退学することができる。

(再入学)

第23条 所定の手続きを経て退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を提出し、審議会の議を経て認められた場合は許可することができる。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、審議会の議を経て除籍とする。

(1) 学費を所定の期日までに納入しなかった者

(2) 第4条に定める在学年限を超える者

(3) 休学期間を経過して、なお復学の見込みのない者

(4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

(5) 退学手続きをしなかった者

(復籍)

第25条 学費滞納により除籍になった者が復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を提出し、審議会の議を経て復籍することができる。

(卒業の認定)

第26条 卒業要件を満たした者は審議会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項の卒業証書は次の各号に掲げる基準を満たす者について授与する。

①「履修に関する規程」第3章第8条に定める卒業要件単位数を満たしていること。

②最終年次における卒業研究の成果または卒業論文について審査の結果、合格と認められたものであること。

③当該年度の学費等を完納していること。

3 卒業の認定時期は、原則として学年度末とする。ただし、卒業要件が前期末に整った場合には前期末とする。

4 卒業証書の様式は別紙様式のとおりとする。

5 前項の卒業証書を授与する場合において、併せて「専門士」の称号を授与することができる。

(表彰)

第27条 成績優秀で他の模範と認められる者は、審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第28条 本学則及び諸規程に違反し、また、その他学生の本分に反する行為があると認められたときは、審議会の議を経て、訓告、謹慎、停学、退学等の処分することができる。

(退学の要件)

第29条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(賠償の責任)

第30条 本校備え付けの標本、機械、器具等を故意に破損した学生には、それ相当の賠償をさせ、事情によって処罰することができる。

第五章 授業料、入学金および入学検定料等

(校納金)

第31条 授業料、入学金および入学検定料は次の通りとする。

課程別	学 科	授業料	入学金	入学検定料
工業専門課程	I T 経 済 学 科	別表	別表	別表
	情 報 処 理 学 科	募集停止	募集停止	募集停止
	情 報 処 理 専 攻 科	募集停止	募集停止	募集停止
	C A D 応 用 学 科	募集停止	募集停止	募集停止
	C A D C G 専 攻 科	募集停止	募集停止	募集停止
	建 築 学 科	募集停止	募集停止	募集停止
	建 築 士 専 攻 科	募集停止	募集停止	募集停止
	建 築 専 攻 科	募集停止	募集停止	募集停止
	情 報 シ ス テ ム 学 科	募集停止	募集停止	募集停止
文化教養専門課程	幼 児 指 導 者 養 成 学 科	募集停止	募集停止	募集停止
	日 本 語 科	別表	別表	別表

- 2 授業料は年2回の分納とすることができ、各指定の期日までに納入しなければならない。
- 3 大阪芸術大学の通信教育課程を併修する者の授業料等の額は、当該大学の定めるところによる。
- 4 退学をする者は、その学期分の授業料は納入しなければならない。
- 5 停学を命ぜられた者は、停学中といえども授業料を納入しなければならない。
- 6 休学期間中の授業料については、審議会の議を経て決定する。
- 7 I T経済学科及び日本語科の授業料等については、別表のとおりとする。

(返納金)

第32条 既納の授業料、入学金、入学検定料およびその他の費用は、これを返還しない。ただし、退学をする者のうち退学日の属する学期の翌学期分の授業料を納入している者には、当該学期分の授業料の返還に応じる。

(健康診断)

第33条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

第六章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第34条 附帯教育事業として、次のとおり設置する。

名 称	講 座 名	修業期間	総定員	備考
講 座	求職者支援訓練	6ヵ月以内	80名	

- 1) 講座の名称、訓練内容その他必要な事項は、別に定める。

名 称	備 考
大阪芸大学習支援センター	

1) 受講料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

別表

課 程 別	学 科	授 業 料		入学金	入学検定料	
		1 年	2 年			
工業専門課程	一般	I T 経済学科	600,000	600,000	150,000	15,000
	留学生	I T 経済学科	500,000	600,000	150,000	15,000

1) 留学生については、別途教材費等として 45,000 円を徴収する。

2) 学内奨学金制度については、別に定める。

別表

課 程	学 科	授 業 料・諸費		入学金	入学検定料
		1.5 年	2 年		
文化教養 専門課程	日本語科	900,000	1,200,000	50,000	20,000
		(諸費) 75,000	(諸費) 100,000		

附 則

- 1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則実施に必要な細則は、校長が定める。
- 3 この学則は、昭和 54 年 11 月 1 日改正し、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この学則は、昭和 55 年 11 月 17 日改正し、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この学則は、昭和 57 年 2 月 13 日改正し、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この学則は、昭和 58 年 6 月 18 日改正し、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この学則は、昭和 60 年 1 月 18 日改正し、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この学則は、昭和 63 年 1 月 18 日改正し、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この学則は、平成元年 3 月 31 日改正し、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この学則は、平成 2 年 6 月 27 日改正し、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この学則は、平成 3 年 6 月 25 日改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この学則は、平成 3 年 8 月 8 日改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この学則は、平成 5 年 3 月 30 日改正し、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 6 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 5 月 1 日から施行し、第 4 条に係る部分は平成 6 年 4 月 1 日から、第 18 条の規定は平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 15 条第 3 項の規定は平成 7 年 1 月 23 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 11 月 30 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日現に在学し、かつ、学則施行時に在学する者については、従前の学則を適用する。

専門学校 湖東カレッジ日本語科規則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本科は、外国人に対する日本語教育を行い、諸外国との相互理解と友好の増進を図り、もって国際的な視野をもった人材の育成に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本科の名称は、専門学校 湖東カレッジ日本語科という。

(所在地)

第 3 条 本科の所在地は、熊本市東区湖東1丁目12番26号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第 4 条 本科のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第1部	進学 1年半コース	1年6ヶ月	40名	2クラス	10月生…40名
	進学 2年コース	2年	40名	2クラス	4月生…40名
計			80名	4クラス	

(始期・終期等)

第 5 条

- 1 進学1年半コースは、10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。このコースの学期は、次のとおりとする。
 - (1) I期 10月1日から3月31日まで
 - (2) II期 4月1日から9月30日まで
 - (3) III期 10月1日から3月31日まで
- 2 進学2年コースは、4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。このコースの学期は、次のとおりとする。
 - (1) I期 4月1日から9月30日まで
 - (2) II期 10月1日から3月31日まで
 - (3) III期 4月1日から9月30日まで
 - (4) IV期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第 6 条 本科の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休業 (7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで)
- (4) 冬期休業 (1 2 月 2 0 日から 1 月 1 0 日まで)
- (5) 春期休業 (3 月 1 6 日から 4 月 1 0 日まで)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第 7 条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第 3 章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第 8 条 本科のコースの教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

ただし、ここにいう授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。

(2) 進学 1 年半コース

授業科目	I 期 (10月～3月、20週)		II 期 (4月～9月、20週)		III 期 (10月～3月、20週)		授業時数 合計 (時間)
	週間授業 時数 (時間)	I 期授業 時数 (時間)	週間授業 時数 (時間)	II 期授業 時数 (時間)	週間授業 時数 (時間)	III 期授業 時数 (時間)	
文字・語彙	4	80	3	60	3	60	200
文法	4	80	3	60	3	60	200
読解	4	80	4	80	4	80	240
聴解	3	60	3	60	3	60	180
会話	3	60	3	60	3	60	180
日本事情	2	40	2	40	2	40	120
記述			2	40	2	40	80
計	20	400	20	400	20	400	1,200

この教育課程及び授業時数は、必要に応じて変更することがある。

(3) 進学2年コース

授 業 科 目	I 期 (4月～9月 20週)		II 期 (10月～3月 20週)		III 期 (4月～9月 20週)		IV 期 (10月～3月 20週)		授 業 時 数 合 計 (時間)
	週間 授 業 時 数 (時間)	I 期 授 業 時 数 (時間)	週間 授 業 時 数 (時間)	II 期 授 業 時 数 (時間)	週間 授 業 時 数 (時間)	III 期 授 業 時 数 (時間)	週間 授 業 時 数 (時間)	III 期 授 業 時 数 (時間)	
文字・語彙	4	80	3	60	3	60	3	60	260
文法	4	80	3	60	3	60	3	60	260
読解	4	80	4	80	4	80	4	80	320
聴解	3	60	3	60	3	60	3	60	240
会話	3	60	3	60	3	60	3	60	240
日本事情	2	40	2	40	2	40	2	40	160
記述			2	40	2	40	2	40	120
計	20	400	20	400	20	400	20	400	1,600

この教育課程及び授業時数は、必要に応じて変更することがある。

(学習の評価)

第 9 条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、次のとおり 4 段階評価とする。

100～80 点 : A 79～70 点 : B 69～60 点 : C 59 点以下 : D

(校長推薦の基準)

第 10 条 校長推薦をすることができる生徒は、学習の総合評価が B 以上であり、かつ修業期間の出席率が 95 パーセント以上である者とする。

(教職員組織)

第 11 条 本科に次の教職員を置く。

- (1) 主任教員 1 名
- (2) 教員 2 名以上 (うち専任 1 名以上)
- (3) 生活指導担当者 1 名以上
- (4) 事務職員 1 名以上

2 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本科への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第13条 本科への入学は年2回とし、その時期は4月と10月とする。

(入学手続)

第14条 本科の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本科に入学しようとする者は、本科が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本科に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 本科の休学及び復学は、次のとおりとする。

- (1) 生徒が疫病その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- (2) 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 修了、卒業の認定は次のとおりとする。

- (1) 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- (2) 校長は、本科の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 懲戒処分については次のとおりとする。

- 1 生徒が、この規則その他本科の定める諸規則を守らず、その本分に反した行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席率が悪い者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本科の学生納付金は、次の表のとおりとする。

コース名	入学検定料	入学金	授業料	諸費(教材費等)	合計
進学 1年半コース	20,000円	50,000円	825,000円	70,000円	965,000円
進学 2年コース	20,000円	50,000円	1,100,000円	80,000円	1,250,000円

(納入)

- 第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
 - 3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を半月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第23条 既納の授業料、入学金、入学検定料およびその他の費用は、これを返還しない。
ただし、退学をする者のうち退学日の属する学期の翌学期分の授業料を納入している者には、当該学期分の授業料の返還に応じる。

第6章 雑 則

(寄宿舍)

第24条 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この規則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5年 6月 1日から施行する。